

令和6年横審第5号

裁 決

遊漁船A水路杭衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年10月20日19時58分

静岡県浜名港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 0.4トン

全 長 7.79メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 44キロワット

3 事実の経過

Aは、レーダー及びGPSプロッター等の航海計器を装備せず、探照灯及び船尾中央に船外機を備えた無蓋の和船型FRP製小型兼用船で、a受審人が単独で乗り組み、釣り客4人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和5年10月20日18時55分浜名港東部の係留地を発し、同港東部の釣り場に向かった。

ところで、浜名港東部には、浜名湖北部から同港南部に至る長さ約1.3海里、幅50メートルないし90メートルの1号水路、東側水路法線に沿って南側から昇順に番号が付された平均水面上の高さ2.8メートル、直径0.3メートルの円筒形の船舶案内標識14基が設けられ、水路中央部やや北寄りに位置する10番船舶案内標識は側面に反射材を備え、その北方沖合130メートルのところの11番船舶案内標識（以下「10番杭」及び「11番杭」という。）は光達距離が約1,800メートルの灯光を発するものであった。

そして、a受審人は、平素に、夜間、1号水路中央部を南下するときには、11番杭の灯光を左舷正横に見て航過した後、探照灯で左舷船首方を照射し、船位の確認に利用していた10番杭の反射光を視認したら、同光を頼りに同杭からの離隔距離を確保して航行していた。

a受審人は、19時05分前示釣り場に至り、移動と遊漁を繰り返した後、19時55分同釣り場を発進して浜名湖南部の釣り場に向かい、釣り客4人を前部甲板に待機させ、自らは船尾部で立った姿勢で船外機のスロットルグリップを操作しながら操船に当たり、1号水路東側法線から同水路に入航して南下を始め、11番杭の灯光を左舷正横に見て航過し、19時57分半僅か過ぎ舞阪灯台から359度（真方位、以下同じ。）1.72海里の地点で、針路を191度に定め、

10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、探照灯で左舷船首方を照射しながら手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、平素に船位の確認に利用していた10番杭の反射光を見付けることができず、同杭まで130メートルのところとなり、その後10番杭に向首接近する状況であったが、視認した11番杭の灯光及び陸上の照明を目測した印象から、南下を続ければ、やがて10番杭の反射光を見付けて1号水路中央部を無難に航行できるものと思い、直ちに停船して同杭の位置及び10番杭との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかった。

こうして、a受審人は、探照灯で10番杭の反射光を探しながら同杭に向首したまま続航中、19時58分僅か前右舷船首至近に10番杭を認め、左舵一杯にしたものの、及ばず、19時58分舞阪灯台から358.5度1.64海里の地点において、Aは、船首が181度を向いたとき、原速力のまま、その右舷船首部が10番杭の北側面に衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部ブルーワークに亀裂等を生じ、釣り客1人が約1か月の入院加療を要する右前頭葉脳挫傷等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件水路杭衝突は、夜間、浜名港東部において、同港南部の釣り場に向けて1号水路を航行する際、船位の確認が不十分で、10番杭に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、浜名港東部において、同港南部の釣り場に向けて1号水路を航行する場合、平素に船位の確認に利用していた10番杭の

反射光を見付けられずにいたのだから、水路を逸脱して同杭に向首接近することのないよう、直ちに停船して10番杭の位置及び同杭との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、視認した11番杭の灯光及び陸上の照明を目測した印象から、南下を続ければ、やがて10番杭の反射光を見付けて1号水路中央部を無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、10番杭に向首進行して同杭との衝突を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年6月25日

横浜地方海難審判所

審判官 浅 野 活 人